

2 葛子育第 4 6-3 号  
令和 2 年 4 月 2 0 日

葛飾区内の保育施設・学童保育クラブ等に  
お子さんが在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

葛飾区長 青木 克徳

### 「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設等の利用について

日頃より、葛飾区の子育て支援事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。  
さて、新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、国は、令和 2 年 4 月 1 6 日、全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発出し、東京都が「特定警戒都道府県」に指定されました。

当該宣言の趣旨を踏まえ、葛飾区では区内における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、葛飾区内の保育施設や学童保育クラブをご利用のお子さんの保護者に対して、ご家庭で保育等をしていただくよう強く要請するとともに、通常保育を停止し休園といたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、東京都の「特定警戒都道府県」指定に伴い、通常保育を停止し休園していることを踏まえ、区内の保育施設や学童保育クラブに在籍児がいる保護者の勤務につきまして、特段のご配慮をいただきますよう、お願い申し上げます。